



市老連だより 1

平成 31 年 4 月 15 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

【介護】常勤介護職員の給与、前年比1万850円増 18年度処遇状況調査

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は4月10日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、「平成30年度（2018年度）介護従事者処遇状況等調査」の結果を報告し、了承されました。回答事業所・施設の【介護職員処遇改善加算（I～V）】の取得割合は91.1%。取得施設・事業所における常勤介護職員の平均給与額は、前年比で1万850円増加していました。

18年10月に実施された調査の客体数は、1万670施設・事業所。このうち7,908施設・事業所が回答、有効回答率は74.1%でした。

結果をみると、回答施設・事業所の91.1%が【介護職員処遇改善加算】を取得。加算種類別の内訳では、【加算（I）】が最も多く、取得施設・事業所全体の69.3%を占めました。そのほかの取得状況は、【加算（II）】11.6%、【加算（III）】9.1%、【加算（IV）】0.4%、【加算（V）】0.6%。いずれの加算も取得していない施設・事業所は8.9%でした。

施設・事業所種類別の取得割合は、認知症対応型共同生活介護（99.0%）、介護老人福祉施設（98.5%）、介護老人保健施設（94.6%）の順に高かったです。逆に最も低かったのは、介護療養型医療施設（介護療養病床）の70.0%。

【加算（II）】の取得施設・事業所が【加算（I）】を取得しない理由では、

「職種間・事業所間の賃金バランスがとれなくなることが懸念される」（構成比44.4%）、「昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑」（37.2%）との回答が多かったです。一方、加算を取得していない施設・事業所の取得しない理由では、「事務作業が煩雑」（53.2%）、「利用者負担の発生」（33.1%）、「対象の制約のため困難」（25.8%）が上位となりました。

事務作業の煩雑さと対象の制約を理由にあげた事業所に具体的な事情を聞くと、多かったのはそれぞれ、「介護職員のみを加算の対象としているため、職種間の賃金バランスがとれなくなる」（70.2%）、「介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑」（77.1%）という回答でした。

【加算（Ⅰ）～（Ⅴ）】を取得している事業所の介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額は30万970円で、17年の29万120円から1万850円増加しました。給与の引き上げ方法は、「定期昇給を実施（予定）」が69.9%、「各種手当での引き上げまたは新設（予定）」が31.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）」が21.1%などでした。

なお、給付費分科会にはこのほか、18年度介護報酬改定の効果検証調査の結果も報告されました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00017.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612